



「共同事業実施に関する覚書」に基づく協議機関の設置 等の申し入れについて

<申し入れについて>

第2期桐生・みどり未来創生会議委員からの意見を受けて、「共同事業実施に関する覚書」に基づく協議機関の設置及び会議の開催について申し入れを行いました。

1 申入日 令和4年11月11日（金）

2 申入内容

本日、別添（写）のとおり、みどり市に対して申し入れを行いましたので、お知らせいたします。



【問い合わせ】

共創企画部 企画課 企画戦略担当
担当 西條・森下・曾我
TEL 0277-46-1111（内線524）



桐企発第04・87号
令和4年11月11日

みどり市長 須藤 昭男 様

桐生市長 荒木 恵司



「共同事業実施に関する覚書」に基づく協議機関の設置等について

本市の行政運営につきまして、日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴市から業務を受託している清掃センター事業、常備消防事業、斎場事業、し尿処理事業の4つの共同事業につきましては、平成17年1月28日付け、当時の1市2町3村の間で締結した「共同事業実施に関する覚書（以下、「覚書」という。）」に基づき実施しているところです。

このような中、共同事業の施設見学会を経て、令和4年6月29日に開催された「第2期 第3回 桐生・みどり未来創生会議」では、市民委員から「共同事業施設は、市民の生活に欠かせない、1日たりとも停止できない施設であり、施設の老朽化が進む中、建て替えに相当の時間を要することを踏まえると、両市でしっかり協議すべき」との趣旨の発言が多くあり、共同事業の今後のあり方について早急に両市で協議を開始し、合意のうえ決定していかなければならないものと考えております。

つきましては、覚書第3条第1項に基づく協議機関の早期設置や、同条第2項に基づく会議の早期開催について申し入れを行いますので、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

担当：共創企画部企画課